

東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センターチップ試作サービス  
規程

平成19年11月20日制定

令和元年7月19日制定

令和3年5月12日制定

(目的)

第1条 この規程は、東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター（以下「センター」という。）におけるチップ試作サービスの提供について定めるものとする。

(チップ試作の申込者)

第2条 チップ試作の提供を受けることのできる者は、大学、高等専門学校等（以下「大学等」という。）の教員、職員及び研究員とする。

(チップ試作サービスの条件)

第3条 チップ試作の目的が大学等の主体的な教育研究に合致するものとする。  
ただし、センター長が許容できないと認めたチップ試作は、サービスの提供はできないものとする。

(利用申込)

第4条 チップ試作サービスを希望する者は、所定の申込により、センター長宛に申込みものとする。

(チップ試作サービス料金等)

第5条 チップ試作サービスの料金は別に定める。  
2 チップ試作サービス料金等については、センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

(輸出許可申請等)

第6条 国外のチップ試作サービスを利用する場合は、国外に提供する設計データ等及び関係する貨物等があればそれらについて、関係各国の輸出管理法令に従い、必要な輸出許可を、各大学等が適切に取得するものとする。輸出許可申請手続きおよびその結果についてセンターはその責任を一切負わない。

(その他)

第7条 この規程の改正については、センター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附則

この規程は、平成19年11月20日から施行する。

附則

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年5月12日から施行する。